



山形県公報

平成16年4月1日(木)

号 外 (36)

目 次

病院事業局関係

規 程

山形県病院事業局組織規程の一部を改正する規程.....	1
病院事業局の職に充てる職員の指定に関する規程の一部を改正する規程.....	3
山形県病院事業局事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する規程.....	4
山形県病院事業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程.....	同
山形県病院事業局就業規程の一部を改正する規程.....	5
山形県病院事業局職員の人事に関する手続規程の一部を改正する規程.....	6
山形県病院事業局被服貸与規程の一部を改正する規程.....	同
山形県病院事業局事務委任規程の一部を改正する規程.....	7

正 誤

病院事業局関係

規 程

山形県病院事業管理規程第6号

山形県病院事業局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成16年4月1日

山形県病院事業管理者 横 山 紘 一

山形県病院事業局組織規程の一部を改正する規程

山形県病院事業局組織規程(平成15年3月県病院事業管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

第10条の表山形県立中央病院の項中

<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; padding: 5px;">緩和ケア室</td> <td style="width: 70%;"></td> </tr> </table>	緩和ケア室		を		
緩和ケア室					
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; padding: 5px;">緩和ケア室</td> <td style="width: 70%;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">内視鏡室</td> <td></td> </tr> </table>	緩和ケア室		内視鏡室		に、
緩和ケア室					
内視鏡室					
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; padding: 5px;">栄養給食室</td> <td style="width: 70%;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">医療福祉 相談室</td> <td>医療福祉相談係</td> </tr> </table>	栄養給食室		医療福祉 相談室	医療福祉相談係	を
栄養給食室					
医療福祉 相談室	医療福祉相談係				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; padding: 5px;">栄養給食室</td> <td style="width: 70%;"></td> </tr> </table>	栄養給食室		に改め、同項係名の欄		
栄養給食室					

中「、医事相談係」を削り、同表山形県立日本海病院の項中

教育研修部		臨床研修係	を
-------	--	-------	---

放射線部			に改め、同項係名の欄
教育研修部		臨床研修係	
医療情報部			

中「、医事相談係」を削り、同表山形県立新庄病院の項中

	リハビリテーション科		を
	中央材料室		

	リハビリテーション科		に、
--	------------	--	----

	医療福祉相談係	を
--	---------	---

地域医療室		に、
-------	--	----

手術部		を	手術部	中央材料室	に改め、同項係名の欄中「、医
-----	--	---	-----	-------	----------------

事相談係」を削り、同表山形県立鶴岡病院の項中

診療部	診療各科	を	診療部	診療各科	に改める。
	生活療法科			臨床検査科	
	デイケア科			薬剤科	
	臨床検査科		栄養給食科		
	薬剤科		生活療法科		
	栄養給食科		リハビリテーション部	デイケア科	

第16条の表中	医療福祉相談係	を		に改める。
---------	---------	---	--	-------

第17条第1項の表副室長の項中

「 河北病院の地域医療室」を「 日本海病院、新庄病院及び河北病院の地域医療室並びに日本海病院の集中治療室」に改め、同条第2項の表中

臨床工学技士	上司の命を受けて臨床工学業務に従事する。	を
臨床工学技士	上司の命を受けて臨床工学業務に従事する。	に改める。
言語聴覚士	上司の命を受けて言語聴覚業務に従事する。	
精神保健福祉士	上司の命を受けて精神保健福祉業務に従事する。	
専門研究員	上司の命を受けて試験研究業務を処理する。	

附 則
この規程は、公布の日から施行する。

山形県病院事業管理規程第7号

病院事業局の職に充てる職員の指定に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成16年 4月 1日

山形県病院事業管理者 横 山 紘 一

病院事業局の職に充てる職員の指定に関する規程の一部を改正する規程

病院事業局の職に充てる職員の指定に関する規程（平成15年 3月県病院事業管理規程第10号）の一部を次のように改正する。

別表がん・生活習慣病センターの項中 「 中央病院第二診療部医療福祉相談室長」を

「 中央病院地域医療部長」に、

「 診断部医療福祉相談係長」を「 中央病院第二診療部医療福祉相談係長」を

「 診断部医療福祉相談主査」を「 中央病院地域医療部医療福祉相談主査」に改め、同表救命救急セン

ターの項中 「 中央病院第二診療部医療福祉相談室長」を「 中央病院地域医療部長」に、

「 診療部医療福祉相談係長」を「 中央病院第二診療部医療福祉相談係長」を

「 診療部医療福祉相談主査」を「 中央病院地域医療部医療福祉相談主査」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

山形県病院事業管理規程第8号

山形県病院事業局事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成16年4月1日

山形県病院事業管理者 横 山 紘 一

山形県病院事業局事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する規程

山形県病院事業局事務代決及び専決事務に関する規程（平成15年3月県病院事業管理規程第20号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項を次のように改める。

2 別表第1の課長専決事項のうち業務名を冠する主幹（以下「主幹」という。）が掌理する事務については、主幹限りで専決することができる。ただし、次に掲げる事務については、この限りでない。

(1) 所属職員の人事、服務及び給与に関すること（旅行命令及び復命に関すること並びに時間外勤務命令及び休日勤務命令に関するものうち主幹以外の所属職員に係るものを除く。）

(2) 財務に関すること。

第6条第1項中「課長補佐が」を「課長補佐が、課長及び課長補佐ともに事故があるときは、専門員が担当する事務については専門員が」に改める。

別表第1 人事・サービスの項第1項中 「課長及びこれに相当する職にある職員(以下「課長等」という。）」を 「局次長及びこれに相当する職にある職員(以下「局次長等」という。)並びに課長」に改め、同表人事・サービスの項第

2項、第5項から第8項まで、第10項及び第11項中 「課長等に係るもの」を 「局次長等及び課長に係るもの」に改める。

別表第3 県立病院の項中 「副 院 長」を 「副院長（医師でない者を除く。）」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

山形県病院事業管理規程第9号

山形県病院事業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成16年4月1日

山形県病院事業管理者 横 山 紘 一

山形県病院事業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程

山形県病院事業局職員の給与の支給に関する規程（平成15年3月県病院事業管理規程第19号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「及び寒冷地手当」を「、寒冷地手当、特定任期付職員業績手当及び任期付研究員業績手当」に改める。

第4条第1項の表医療職給料表（2）の項中「視能訓練士」を「視能訓練士、言語聴覚士」に改め、同条に次の1項を加える。

4 第1項の規定にかかわらず、一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成16年3月県条例第6号。以下「任期付職員条例」という。）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員の給料表は、任期付職員条例第4条第1項に規定する給料表、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成16年3月県条例第7号。以下「任期付研究員条例」という。）第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員の給料表は、任期付研究員条例第5条第1項に規定する給料表、任期付研究員条例第3条第2号の規定により任期を定めて採

用された職員の給料表は、任期付研究員条例第5条第2項に規定する給料表の例による。

第5条中「を除く」を「及び前条第4項に規定する給料表を除く」に改める。

第24条第2号中「「独立行政法人」を「「独立行政法人」という。）、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人及び同条第3項に規定する大学共同利用機関法人（以下「国立大学法人等」という。）、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人（以下「地方独立行政法人」に、「独立行政法人、」を「独立行政法人、国立大学法人等、地方独立行政法人」に改め、同条第4号中「地方公営企業労働関係法」を「地方公営企業等の労働関係に関する法律」に改める。

別表第1八の表1級の項標準的な職務の欄中第7項を第8項とし、第6項の次に次の1項を加える。

7 言語聴覚士の職務

別表第1八の表2級の項標準的な職務の欄中第8項を第9項とし、第7項の次に次の1項を加える。

8 困難な業務を行う言語聴覚士の職務

別表第1二の表6級の項標準的な職務の欄中第2項を第3項とし、第1項を第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

1 病院の副院長の職務

別表第1二の表7級の項標準的な職務の欄中第1項を第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

1 規模の大きい病院の困難な業務を所掌する副院長の職務

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

山形県病院事業管理規程第10号

山形県病院事業局就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成16年4月1日

山形県病院事業管理者 横 山 紘 一

山形県病院事業局就業規程の一部を改正する規程

山形県病院事業局就業規程（平成15年3月県病院事業管理規程第17号）の一部を次のように改正する。

目次中「第24条」を「第24条の6」に改める。

第3章第1節中第24条の次に次の5条を加える。

（任期付研究員の裁量による勤務）

第24条の2 管理者は、地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用等に関する法律（平成12年法律第51号）第3条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「任期付研究員」という。）の職務につき、その職務の性質上時間配分の決定その他の職務遂行の方法を大幅に当該任期付研究員の裁量にゆだねることが当該任期付研究員に係る研究業務の能率的な遂行のため必要であると認める場合には、当該任期付研究員を、第9条第1項、第3項及び第5項の規定による勤務時間の割振りを行わず、職務遂行の方法等に関し具体的な指示をしないこととし、その職務に従事させることができる。

2 前項の場合における任期付研究員の勤務時間については、月曜日から金曜日までの5日間において、第9条第3項に規定する勤務時間の開始及び終了の時刻を当該勤務時間の開始及び終了の時刻とみなし、次に掲げる日を除き、当該勤務時間を勤務したものとみなす。

(1) 第16条第1項に規定する休日

(2) 全日にわたり第42条に規定する休暇が承認された日

(3) 前2号に掲げるもののほか、全日にわたり勤務しないことにつき特に承認があった日

（裁量勤務の手続等）

第24条の3 管理者は、任期付研究員を前条第1項の規定による職員の裁量による勤務（以下「裁量勤務」という。）に従事させる場合には、あらかじめ当該任期付研究員の同意を得なければならない。

2 管理者は、裁量勤務に従事している任期付研究員（以下「裁量勤務研究員」という。）が裁量勤務を継続しないことを希望する旨申し出た場合又は裁量勤務研究員を裁量勤務に従事させることが当該裁量勤務研究員に係る研究業務の能率的な遂行のため必要であると認められなくなった場合には、速やかに裁量勤務に従事させることをやめなければならない。

3 管理者は、任期付研究員を裁量勤務に従事させ、又は従事させることをやめる場合には、管理者が定めるところにより、当該任期付研究員に対し速やかに通知するものとする。

（勤務場所等）

第24条の4 裁量勤務研究員は、その勤務する病院以外の場所においてその日の勤務のすべてを行う場合で管理者が必要であると認めるときには、その場所及び勤務内容等管理者が必要と認める事項についてあらかじめ管理者に申し出なければならない。

2 管理者は、裁量勤務研究員に、特定の時間帯にその勤務する病院において勤務することその他の特定の方法による職務遂行を命ずる場合には、当該裁量勤務研究員にあらかじめその内容を通知しなければならない。
(勤務の状況についての報告)

第24条の5 裁量勤務研究員は、研究業務の遂行状況その他の勤務の状況について、管理者が定める期間ごとに報告しなければならない。
(健康及び福祉を確保するための措置)

第24条の6 管理者は、裁量勤務研究員の勤務時間の状況に応じた当該裁量勤務研究員の健康及び福祉を確保するため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 裁量勤務研究員の勤務状況及びその健康状態に応じて、健康診断を実施すること。
- (2) 必要に応じて、裁量勤務研究員に産業医(労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第13条第1項に規定する産業医をいう。以下同じ。)等による保健指導を受けさせること。
- (3) 必要に応じて、産業医等による助言又は指導を受けること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、管理者が裁量勤務研究員の健康及び福祉を確保するために必要と認める措置

第43条第1項第3号口、第53条第1項及び別記様式第30号中「地方公営企業労働関係法」を「地方公営企業等の労働関係に関する法律」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

山形県病院事業管理規程第11号

山形県病院事業局職員の人事に関する手続規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成16年4月1日

山形県病院事業管理者 横 山 紘 一

山形県病院事業局職員の人事に関する手続規程の一部を改正する規程

山形県病院事業局職員の人事に関する手続規程(平成15年3月県病院事業管理規程第18号)の一部を次のように改正する。

別記様式第5号の注書第2項第1号の表第13項中「地方公営企業労働関係法」を「地方公営企業等の労働関係に関する法律」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

山形県病院事業管理規程第12号

山形県病院事業局被服貸与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成16年4月1日

山形県病院事業管理者 横 山 紘 一

山形県病院事業局被服貸与規程の一部を改正する規程

山形県病院事業局被服貸与規程(平成15年3月県病院事業管理規程第15号)の一部を次のように改正する。

別表中

「	作業療法士	作業服	2	1	を
	言語聴覚士	作業服	2	1	
「	作業療法士	作業服	2	1	に、
	言語聴覚士	作業服	2	1	

	看 護 帽	2	1		を
	看 護 衣	4	2		
	看 護 衣	4	2		に改める。

附 則
この規程は、公布の日から施行する。

山形県病院事業管理規程第13号

山形県病院事業局事務委任規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成16年 4月 1日

山形県病院事業管理者 横 山 紘 一

山形県病院事業局事務委任規程の一部を改正する規程

山形県病院事業局事務委任規程（平成15年 3月県病院事業管理規程第 4号）の一部を次のように改正する。
第 3条に次の 1号を加える。

- (13) 一般会計に属する負担金及び補助金に関すること。

附 則
この規程は、公布の日から施行する。

正 誤

発行年月日	県 公 報 番 号	ページ	行	誤	正
平成15. 3.25	号外(10)	114	19	第123条	第121条
同	同	118	7	山形県病院事業固定資産管理規程	山形県病院事業局固定資産管理規程
同	同	121	7	山形県病院事業固定資産管理規程	山形県病院事業局固定資産管理規程
同	同	126	7	山形県病院事業固定資産管理規程	山形県病院事業局固定資産管理規程
同	同	127	7	山形県病院事業固定資産管理規程	山形県病院事業局固定資産管理規程
同	同	129	8	山形県病院事業固定資産管理規程	山形県病院事業局固定資産管理規程
同	同	同	下から10	山形県病院事業固定資産管理規程	山形県病院事業局固定資産管理規程
同	同	130	7	山形県病院事業固定資産管理規程	山形県病院事業局固定資産管理規程
同	同	131	5	山形県病院事業固定資産管理規程	山形県病院事業局固定資産管理規程
同	同	133	7	山形県病院事業固定資産管理規程	山形県病院事業局固定資産管理規程
同	同	同	下から 9	山形県病院事業固定資産管理規程	山形県病院事業局固定資産管理規程
同	同	134	7	山形県病院事業固定資産管理規程	山形県病院事業局固定資産管理規程
同	同	同	下から 8	山形県病院事業固定資産管理規程	山形県病院事業局固定資産管理規程

同	3.31 号外(17)	12	5	院 長 診療に関する事務	院 長 診療に関する事務
				その他の事務	その他の事務

平成16年4月1日印刷
平成16年4月1日発行

発行所 山形県庁
発行人 山形県
購読料 月4,000円(郵送料共)

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目1-21
印刷所 坂部印刷株式会社
印刷者 坂部 登
電話 山形(631)2057 (631)2056